



# 妊娠から出産後の手続きなど

「夢すくすくねっと」

 くわしくはこちらから



## 母子健康手帳は母と子の健康記録です

母子健康手帳は、母親の妊娠中から産後までと、さらに生まれた赤ちゃんが小学校に入学するまでの健康状態を記入する大事な手帳です。

大切に保存し、「保護者の記録」の欄は必ず記入しましょう。

- ▶ 健診や健康相談、予防接種を受けるときは、必ず持参して記録してもらいましょう。
- ▶ 母子健康手帳内には、妊娠・出産・育児に関する情報の最新版が掲載されている「母子健康手帳情報支援サイト」の紹介をしていますので、参考にしてください。
- ▶ 母子健康手帳と一緒にお渡ししたお母さんセットには、本市の母子保健制度の紹介や、妊婦健診の受診票等が綴じられています。中をよくお読みの上、活用してください。
- ▶ 外国籍の妊婦さんには、外国語/日本語併記の母子健康手帳も交付しています。交付の際にお選びください。

担当課・問い合わせ先 >> 母子保健課 ☎216-1485

## こども家庭センター(母子保健機能)

各保健センターではこども家庭センター(母子保健機能)として、保健師・助産師・母子保健支援員・発達支援専門員が相談をお受けするなど、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援を行います。

各保健福祉課(吉田、桜島、松元、郡山、喜入)でも同様に相談支援を行っています。お気軽にご利用ください。

担当課・問い合わせ先 >> P97~98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 妊娠から出産後の保健サービス

名称	対象者・内容など
母子健康手帳の交付 及び妊産婦健康相談	妊娠と分かったら、妊娠届の手続きをして、母子健康手帳の交付を受けてください。当日は妊産婦の健康相談も実施しています。 日程は各保健センター及び各保健福祉課へお問い合わせください。
妊婦健康診査 (公費負担)	お母さんセットに入っている「妊婦健康診査受診票」にお母さんシールを貼って医療機関・助産所に提出してください。 受診の結果は必ず母子健康手帳に記入してもらいましょう。 県外の医療機関・助産所で受診される場合は払い戻しが受けられます。(申請期間は、出産日から6か月以内です)詳しくはお問い合わせください。

P28につづく





名称	対象者・内容など
<p>出産・子育て応援事業</p> <p>○経済的支援</p> <p>○伴走型相談支援</p>	<p>安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近に相談に応じ、ニーズに即して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援の充実」と妊婦のための支援給付による「経済的支援」を一体的に実施します。</p> <p>妊婦のための支援給付 支給対象者は妊婦さんで、妊娠届出時の面談時に妊婦1人あたり5万円(1回目)、新生児訪問やこにちは赤ちゃん訪問等面談時に新生児1人あたり5万円(2回目)の支給申請書を交付します。</p> <p>※申請先は、母子保健課です。</p> <p>母子手帳交付時や妊娠8か月前後、出生後の面談等で、妊婦や子育て世帯の相談に応じ、切れ目ないサポートを行います。妊娠7~8か月になったら、「お母さんセット」に綴られている「出産・子育て応援事業のアンケート」にご回答ください。</p>
<p>低所得の妊婦に対する初回産科受診費用の助成</p>	<p>市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の妊婦を対象に、妊娠判定のための初回の産科受診の費用を助成します。(申請期限は、受診日から6か月以内です)詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>多胎妊婦に対する追加の妊婦健康診査費用の助成</p>	<p>公費負担の妊婦健康診査の回数(14回)を超えて受診した健康診査の費用について、1回あたり5,000円まで5回を上限として払い戻しが受けられます。(申請期限は、出産日から6か月以内です)詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>未来を守るミルク支給(ママミルク)</p>	<p>市民税非課税世帯の妊産婦さんにママミルクを支給します。</p> <p>各保健センター等にお申込みください。</p>
<p>多胎妊産婦サポーター事業</p>	<p>多胎児を妊娠中または出産された方へ、育児サポーターを派遣し、育児や家事、外出の支援をします。</p> <p><b>利用期間</b> 母子健康手帳交付日から多胎児が生後2歳の誕生日を迎える日まで</p> <p><b>利用時間</b> 1回につき2時間まで(外出補助は1回4時間まで) ※上限48時間</p> <p><b>利用料金</b> 1時間500円(市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は無料)</p> <p>母子保健課へ利用申請が必要です。各保健センター及び各保健福祉課への提出もできます。詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>B型肝炎母子感染防止事業</p>	<p>1回目の妊婦健康診査受診票でHBs抗原検査が受けられます。</p> <p>その結果、HBs抗原が陽性の方は、その後の検査及び赤ちゃんへの予防措置を行う場合、健康保険が利用できます。詳しくは、かかりつけの病院にご相談ください。</p> <p>HBs抗原が陰性の方の赤ちゃんは、通常の予防接種の中で行います。(P40)</p>
<p>妊産婦相談</p>	<p>妊娠中や産後の育児についてなど、保健師・助産師等が電話や訪問、来所によるご相談に応じます。また、「Zoom」を利用したオンライン相談も受け付けています。(要事前予約)</p>
<p>産婦健康診査(公費負担)</p>	<p>産後のお母さんの心と体の健康を保つため産後2週間、1か月の2回健康診査が受けられます。お母さんセットに入っている「産婦健康診査受診票」にお母さんシールを貼って医療機関・助産所に提出してください。受診の結果は必ず母子健康手帳に記入してもらいましょう。県外の医療機関・助産所で受診される場合は払い戻しが受けられます。(申請期限は受診日から6か月以内です)詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>産婦支援小児科等相談(公費負担)</p>	<p>産婦健康診査後のお母さんの心と体の健康を保つため、産後2か月頃に小児科等で親子相談が受けられます。お母さんセットに入っている「産婦支援小児科等相談受診票」を委託医療機関に提出してください。</p> <p><b>利用期間</b> 産後1か月半から2か月半</p>

P29につづく



名称	対象者・内容など
妊娠高血圧症候群等に対する療養支援費の支給	<p>妊娠に伴う病気(妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患等)により7日以上入院をした場合に支給します。(21日が限度)</p> <p><b>対象者</b> 前年分所得税額が3万円以下の世帯</p> <p><b>申請期間</b> 退院後30日以内。ただし、21日を超える入院期間の場合、入院した日から22日目以降30日以内。</p>
産後ケア事業	<p>生後1年未満の赤ちゃん及びそのお母さんに、助産所等に入所または助産師による訪問にて、授乳・沐浴等の育児指導などのケアを行います。所得に応じて一部自己負担があります。</p> <p><b>申請期間</b> 産後1年未満</p> <p><b>利用期間</b> 7日以内</p> <p><b>サービス型</b> 宿泊型、日帰り型、訪問型の3つがあります。詳しくはホームページをご覧ください。</p> <p>予約は助産所等へお問い合わせください。</p>

担当課・問い合わせ先 ▶▶ 母子保健課・各保健センター・各保健福祉課  
P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

### ご存じですか？ マタニティマーク

妊娠中は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するために大切な時期です。妊娠期の特に初期には外見からは、妊婦さんであるかどうか分かりにくかったり、「つらい症状」がある場合も周囲からの理解が得られにくかったりするという声も聞かれます。



このマークをつけているお母さんを見かけたら、お母さんとおなかの赤ちゃんへの思いやりのある気遣いをお願いし、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。お出かけの際にバッグなどにつけてご利用ください。

- ▶ 電車、バス、フェリーなどの乗り物や公園、公共施設で優先して席を譲るなど心がけてください。
- ▶ 「お手伝いしましょうか？」「大丈夫ですか？」などの優しい声かけをしてください。
- ▶ 妊婦さんの周囲では、特に禁煙・分煙に心がけてください。

担当課・問い合わせ先 ▶▶ 母子保健課 ☎216-1485

### ぷれママ・ママのほっとスペース事業

妊娠中や産後、なんだか涙もろくなった、気分が沈んでしまう、何もやる気になれない、いらする…こんなことはありませんか？

保健センターでは、心理相談員や保健師・助産師が個別に相談にのったり、同じ悩みを持つ方たちで語り合ったりする「ぷれママ・ママのほっとスペース事業」を行っています。

託児もありますので、ゆっくり、ゆったりした中でお母さんの心にある曇りを少しでも取り払えたらと思っています。また、妊婦さんやその家族への相談(出産・子育てに向けた準備・沐浴の仕方等)にも対応しています。詳しくは、最寄りの保健センターへご相談ください。

担当課 ▶▶ 母子保健課・各保健センター・各保健福祉課  
問い合わせ先 ▶▶ P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 「産科医療補償制度」をご存じですか？

産科医療補償制度は、お産をしたときに何らかの理由で重度の障害をおった赤ちゃんとそのご家族のことを考えた仕組みです。

通常の分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんが速やかに補償を受けられ、また原因を分析して再発防止に役立てることで、産科医療の質の向上が図られ、安心して赤ちゃんを産める環境が整備されることを目指しています。

### ● 補償の対象

制度に加入している分娩機関において2015年1月1日から2021年12月31日までに出生した赤ちゃんの場合、「出生体重1,400グラム以上かつ妊娠32週以上」、また「在胎週数28週以上で所定の要件に該当した場合」、2022年1月1日以降に出生した赤ちゃんの場合、「在胎週数28週以上で所定の要件に該当した場合」で出生した赤ちゃんが、重度脳性まひとなった場合（先天性の要因等については、補償の対象外となります。）

### ● 補償の水準

補償の対象と認定されたお子さまに対し、看護・介護のため、一時金600万円と分割金が20年にわたり総額2,400万円、計3,000万円が補償金として支払われます。

### ● 妊産婦の皆様へのお願い

加入している分娩機関では、産科医療補償制度のシンボルマークが院内に掲示されます。この制度に加入している分娩機関では、妊産婦の皆様には「登録証」を交付します。「登録証」は、この制度の補償対象の認定審査に必要となりますので、出産後5年間は大切に保管してください。

● 担当課・問い合わせ先 >>> 出産予定の分娩機関に直接お問い合わせください。

## 妊娠中のシートベルト着用

妊娠中はシートベルトをしてはいけないと誤解している人もいますが、お母さんとお腹の赤ちゃん、二人の命を守るシートベルト。事故に限らず、急ブレーキなどでの身体の飛び出しを防ぐことができるので「もしも」の時にも、被害を最小限に食い止められます。

とはいえ、普通の状態とは違いますので、正しい装着方法で安全ドライブを心がけましょう。

※シートベルトを着用することが健康保持上適当でない場合は、着用しなくてもよいとされていますので、医師に確認するようにしましょう。

● 担当課・問い合わせ先 >>> 母子保健課 ☎216-1485



## 必要な届け出

### 出生届 ～生まれたらすぐに届を出しましょう～

- ▶ 休日や時間外でも受付できます。
- ▶ 休日や時間外に届出をされた方は、後日、出生届出済の証明を交付しますので、開庁時に再度お越しください。
- ▶ 市民サービスステーションでは手続きできません。

### 届を出す上で必要なもの

- 1 出生届(出生証明書のあるもの)1通
- 2 母子健康手帳

### 届出期間

生まれた日を含めて14日以内

担当課 ▶▶ 市民課 ☎216-1221

問い合わせ先 ▶▶ 市民課、各支所市民課・総務市民課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## お子様のマイナンバーカードの申請について

- ▶ 1歳未満の方は、特急発行(最短1週間以内にカードが自宅等へ郵送される申請方法)の対象となりますので、通常の申請より早くマイナンバーカードを取得することができます。
- ▶ 特急発行による申請後、出来上がったカードは、申請書に記載の住所へ簡易書留でお届けします。
- ▶ 申請時に1歳未満の方は、顔写真のないマイナンバーカードになりました。

～申請は出生届と同時にするとスムーズです～(※本人確認書類の準備・お子様の来庁は不要)

- ・出生届とマイナンバーカードの申請書が一体化された様式をお持ちの方は、その様式に必要な事項をご記入のうえ、窓口へご提出ください。
- ・一体化されていない様式の場合、窓口でマイナンバーカード申請書をご記入いただくことで出生届と同時に申請ができます。
- ▶ 出生届を提出した後に、特急発行による申請をご希望の場合は、お子様と法定代理人双方の来庁と本人確認書類が必要となります。
- ▶ 特急発行ではない通常の申請も可能です。出生届提出後に届く、個人番号通知書(お子様の個人番号をお知らせするもの)に同封されている交付申請書をお使いください。
  - ※通常の申請の場合、お受け取りは窓口への来庁が必要となります。
- ▶ カードの受け取り後、健康保険証としての利用登録をすることで、マイナンバーカードを使って医療機関等を受診することができます。
  - ※事前にお子様の健康保険組合への加入手続きが必要です。

問い合わせ先 ▶▶ (本庁)マイナンバーカード交付等特設会場 ☎803-0482

各支所市民課・総務市民課 P97～98の「問い合わせ先一覧」をご覧ください。

## 出産育児一時金

健康保険加入者が在胎週数12週1日以降に出産した場合、出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金の支給方法には「直接支払制度」などがありますので、お手続きは出産予定の医療機関にお尋ねください。

## ： 出産育児一時金の額

- ①産科医療補償制度に加入している医療機関で、在胎週数22週以降に出生した場合…………… 50万円
- ②同制度に加入している医療機関で在胎週数22週未満の出生の場合や、同制度に未加入の医療機関で出生した場合…………… 48.8万円

※産科医療補償制度とは、通常の分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対し補償などを行うものです。

## ： 手続きする上で必要なこと

手続きに関しては、出産予定の医療機関にお尋ねください。

担当課 >>> 国民健康保険課 ☎216-1228

問い合わせ先 >>> 国民健康保険の方…国民健康保険課、各支所市民課・総務市民課  
社会保険等の方……加入している健康保険組合等

## 産前産後期間の国民健康保険税減額・国民年金保険料免除制度

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)の国民健康保険税が減額・国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間) 出産予定日の6か月前から届出ができます。

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含む)

### ： 対象者

#### 国民健康保険

産前産後期間に国民健康保険の被保険者であり、出産日が令和5年11月1日以降の方

#### 国民年金

産前産後期間に国民年金第1号被保険者の期間があり、出産日が平成31年2月1日以降の方

※既に納付済の方、他の免除を受けている方も届出が必要(還付等あり)。

### ： 届出に必要なもの

母子健康手帳(出産前の届出の場合) など  
詳しくはお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先 >>> 国民健康保険課 ☎216-1229、国民年金課 ☎216-1224

鹿児島市国民健康保険の方……国民健康保険課、各支所市民課・総務市民課  
国民年金…国民年金課、各支所市民課・総務市民課  
P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 新生児の支援

### ： 新生児訪問

助産師や保健師が家庭訪問し、無料で育児等についてアドバイスします。

### ： 利用する上で必要なこと

▶生後すぐにお母さんセットについている「新生児訪問連絡票」の電子申請コードにて申請を行ってください。

▶市外にお産のために里帰りする場合は、里帰り先で訪問を受けられることがあります。詳しくは、里帰り先の市町村役場にご相談ください。

担当課・問い合わせ先 >>> 母子保健課 ☎216-1485

### ： こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行います。(新生児・妊産婦への家庭訪問事業で訪問した家庭を除きます。)

担当課 >>> 母子保健課 ☎216-1485

問い合わせ先 >>> 各保健センター、保健福祉課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。



## 育児支援家庭訪問事業

子育てに対し、不安やストレスを抱えている家庭等に支援員（助産師）が訪問し、育児相談などの専門的支援等を行う制度です。

**対象家庭** ▶ 市内にお住まいで、子育てに対し不安がある出産後概ね1年未満の家庭

**支援内容** 育児相談、栄養指導、生活相談、健康観察など

**費用** 無料

**支援回数** 原則として1家庭4回まで（1回の支援時間は2時間以内）

● **利用する上で必要なこと** 支援を受けるためには申請が必要です。

● **担当課・問い合わせ先** ▶▶ **こども家庭支援センター ☎808-2665**

## 医療費の助成

### こども医療費助成

中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこどもの保護者に対し、保険診療による一部負担金の額を助成します。（市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

※ひとり親家庭等の方は、母子・父子家庭等医療費助成の対象となる場合があります。詳しくはP84をご覧ください。

● **利用する上で必要なこと**

#### 対象者

- ▶ 鹿児島市内に住所のある中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこども（市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- ▶ 健康保険加入者
- ▶ 生活保護等、他の医療扶助を受けていないこども

#### 助成額

- 保険診療による一部負担金の額
- (1) **県内の医療機関等で受診した場合**  
医療機関等窓口で保険証に添えて受給者証を提示してください。  
…一部負担金の支払いなし。  
(注) 保険適用外の費用は支払いが必要です。
- (2) **県外の医療機関等で受診した場合**  
市役所の窓口で領収書を助成金支給申請書に添付し、診療月の翌月から1年以内に提出してください。

#### 必要書類

- ① 医療保険の資格が確認できるもの（対象のこどものもの）
  - ② 保護者名義の普通預金通帳
- ※この他必要な書類がある場合は窓口で説明します。

● **担当課** ▶▶ **こども福祉課 ☎216-1261**

**問い合わせ先** ▶▶ **こども福祉課児童給付係、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。**



## 未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合、医療費の一部を助成します。

## 自立支援医療(育成医療)

生まれつき、あるいは病気などで、身体に障害のある18歳未満の子どもが、指定医療機関で手術を行うことなどにより、障害を除去・軽減できると見込まれる場合に、医療費の一部を助成します。※対象となる障害など詳しくはお問い合わせください。

## 小児慢性特定疾病医療費助成

18歳未満の子どもが次の疾病などのため、指定医療機関等で治療を受ける場合、医療費の一部を助成します。※悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病などの疾病。詳しくはお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先 >> 母子保健課 ☎216-1485

## 自立支援医療(精神通院)

入院以外の精神疾患(てんかん、発達障害など)の医療に係る医療費のうち、一部を助成します。

担当課・問い合わせ先 >> 保健支援課 ☎803-6929

## 子どもの手当

### 児童手当

高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。原則申請の翌月分から支給されます。

### 支給金額

#### 対象者

- ▶ 3歳未満(第1子、第2子) 15,000円(月額)
  - ▶ 3歳以上高校生年代(第1子、第2子) 10,000円(月額)
  - ▶ 0歳から高校生年代(第3子以降) 30,000円(月額)
- 年6回(偶数月)に支給月前の2か月分をまとめて支払います。
- ※所得制限なし
  - ※多子加算カウント方法は、親等の経済的負担がある22歳到達後最初の3月31日までの子

### 利用する上で必要なこと

#### 申請に必要なもの

- ①申請者名義の普通預金通帳
  - ②両親のマイナンバーカード
- ※上記のものを持参していなくても申請はできますので、出生及び転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。(この他必要な書類がある場合は窓口で説明します。)
- ※公務員の方は所属庁で申請してください。

担当課 >> こども福祉課 ☎216-1261

問い合わせ先 >> こども福祉課児童給付係、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課 P97~98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害を持つ20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

### 支給金額(令和7年4月1日現在)

支給月額 1級:56,800円 2級:37,830円

支給月 4、8、11月

### 利用する上で必要なこと

- ▶ 所得制限があります。
- ▶ 申請の翌月分から支給されます。
- ▶ 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合や施設入所の場合は支給されません。

担当課 >> こども福祉課 ☎216-1260

問い合わせ先 >> こども福祉課家庭福祉係、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 市民福祉手当(重度障害児手当)

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住し、次の①～④のいずれかに該当する20歳未満の児童の保護者に年額24,000円の手当を支給します。

### 支給条件(詳しくはお問い合わせください)

- ① 身体障害者手帳1・2級
  - ② 療育手帳A1、A2、B1
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
  - ④ 上記の①～③と同程度の障害
- ※ 障害児福祉手当を受けている場合や措置入院、一部の施設入所者は除きます。

### 利用する上で必要なこと

- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ▶ 本人または保護者名義の預金通帳

担当課・問い合わせ先 >> 障害福祉課 ☎216-1273

## 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給されます。(対象児童とその扶養義務者について所得制限があります。ただし、児童が施設に入所している場合には支給されません。)

### 支給金額

#### 支給月額

- ▶ 16,100円(月額) ※ 令和7年4月1日現在
- (2、5、8、11月の各10日に、3か月分をまとめて口座振込)

#### 対象者

対象者ア～ウのいずれかにあてはまる方(詳しくはお尋ねください。)

- ア 身体障害者手帳1級・2級(一部該当しない障害があります。)をお持ちの児童
- イ 療育手帳A1をお持ちの児童
- ウ ア・イと同程度の障害がある児童

### 利用する上で必要なこと

- ▶ 身体障害者手帳または療育手帳
- ▶ 認定診断書
- ▶ 本人名義の預金通帳
- ▶ マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ※ この他、必要に応じて提出する書類があります。詳しくはお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先 >> 障害福祉課 ☎216-1273

※ 児童扶養手当・市民福祉手当(遺児等修学手当)については、P84をご覧ください。